

# 障がい者の職場実習を 応援します!

## 大分市障がい者職場実習促進事業

この事業は、企業への就職を目指す障がい者と、障がい者雇用に取り組もうとする企業をマッチングし、職場実習を実施することで、企業の障がい者雇用に対する不安を解消するとともに、障がい者が適性に合った就職ができるよう支援し、障がい者雇用の促進を図ることを目的としています。



### 対象

【受入企業】 大分市内の事業所であって、障がい者雇用に意欲があるなど、障がい者の一般就労先となることが見込まれる民間企業

【職場実習生】 一般就労を目指す意欲がある障がい者

※大分市外在住の場合は、大分市内の民間企業での職場実習のみ対象となります。

## なぜ職場実習を行うの？

職場実習を行うことで、受入企業と実習生本人がお互いのことを知ることができます。

- ◎実際の業務がどの程度できるか？ ◎どのような配慮が必要か？
- ◎障がい特性を理解してもらえるか？ ◎働きやすい職場か？

短い面接や、書類だけでは分からない部分を事前に知ること、採用後の職場定着につながります!



## 奨励金の内容

## 令和5年度より「1日2～4時間の実習」も奨励金の対象となりました!

職場実習生を受け入れた企業および実習生本人に、「障がい者職場実習促進奨励金」を交付します。

【受入企業】 **日額** × **実習日数** (最大10日間) × **受入人数**

↳ 1日の実習時間が { 2時間以上4時間未満 → **3,000円**  
4時間以上8時間以内 → **5,000円**

※他の補助金等を受ける場合は、当該補助金等の額を差し引いた額とします。

【職場実習生】 **日額2,000円** × **実習日数** (最大10日間)

大分県では、実習生1人につき日額3,000円の委託料を受入企業に支払う「障がい者雇入れ体験(職場実習)」を実施しています。本市の制度と大分県の制度を同時に活用することは可能ですが、その際、例として1日8時間の実習を行った場合は、大分県から3,000円、本市からは、5,000円から3,000円を差し引いた2,000円を奨励金として交付します。

## 奨励金交付の例

例えば・・・

・職場実習生1人が1日8時間の実習を10日間行った場合

【受入事業所】(1人あたり)・・・5,000円×10日間 = **50,000円**

【職場実習生】(1人あたり)・・・2,000円×10日間 = **20,000円**

・職場実習生1人が1日2時間の実習を10日間行った場合

【受入事業所】(1人あたり)・・・3,000円×10日間 = **30,000円**

【職場実習生】(1人あたり)・・・2,000円×10日間 = **20,000円**

※他の補助金等を受ける場合は、この限りではありません。

※障がい種別に制限はありません。

(障害者雇用促進法第2条第1号に規定する障がい者とする。)

## 奨励金交付にあたっての要件

【職場実習の回数・期間】

- ・1回あたりの期間はおおむね **3か月以内、最大10日間**
- ・1日の職場実習時間は、原則として **2時間以上8時間以内**
- ・受入事業所が奨励金の交付を受けることができる職場実習の回数は、**同一年度につき5回**(同じ職場実習生を受け入れる場合は3回)まで

奨励金交付

⑥ 終了後、受入企業は「雇入れ体験(職場実習)報告書」の提出

⑤ 職場実習実施

④ 受入企業と職場実習生のマッチング

決定通知

③ 受入企業  
↓「雇入れ体験(職場実習)受入承諾書」の提出  
職場実習生  
↓「職場実習応募募票」の提出

② 業務内容や日数の調整

① 実習相談受付

実施の流れ

## 【職場実習に関するご相談・お申込み先】

障害者就業・生活支援センター 大分プラザ

〒870-0839 大分市金池南1丁目9番5号 TEL:097-574-8668

月～金 9:00～17:00

## 【事業に関するお問い合わせ】

大分市商工労政課 雇用労政担当班 TEL:097-537-5964



▲HPIはこちら

お気軽に  
ご相談  
ください!!

